

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第64号 概要

①件名	軽犯罪法違反検挙経過の説明メモにおける録音電磁記録に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成30年3月12日（受理：平成30年3月13日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決定年月日	平成30年3月27日（沖地第2068号及び生保第804号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	対象となる録音電磁記録は作成・保有しておらず不存在であるため。
⑦審査請求年月日	平成30年6月18日（受理：平成30年6月19日）
⑧審査請求の趣旨	実施機関は録音電磁記録を開示するべき。
⑨審査請求理由要旨	電磁記録があつてこそ後日の『省略』が可能なのであり、実施機関は録音電磁記録を開示するべき。
⑩諮問年月日	平成30年8月17日（沖公委（広相）第26号）
⑪答申年月日	平成30年12月10日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成30年3月27日付け沖地第2068号及び生保第804号の不存在による保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 開示対象公文書の存否について</p> <p>開示対象公文書の保有の有無について、審査会において実施機関に改めて確認させたところ、実施機関から次のとおり説明があり、開示対象公文書は存在しないとのことだった。</p> <p>嘉手納警察署のICレコーダーは1台あるが、書面による貸出簿等はなく、管理担当課長に確認したところ、審査請求人に対する経過説明の際に貸し出しの事実は確認できないとのことだった。</p> <p>また、ICレコーダー本体に録音の保存はなく、取扱説明書の確認及びメーカーへの問い合わせも行ったが、使用履歴が記録されない型であるため、履歴を確認することはできないとの回答であり、同日の使用については確認できなかった。</p> <p>(2) 妥当性の判断</p> <p>開示対象公文書を保有していないとする実施機関の上記(1)の説明については客観的に証明できる記録はないものの、実施機関が行った探索の方法・範囲が不十分とは言えない。</p> <p>また、説明結果メモを見分したところ、詳細な内容であるものの、第4の実施機関の理由説明に不自然、不合理な点があるとまでは言えず、実施機関の説明を否定するに足る事情も存しないことから、開示対象公文書は不存在であり、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p>